

令和3年第1回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第17号 別府市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議第18号 別府市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議第19号 別府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議第20号 別府市共生社会実現推進基金条例の制定について
- 議第21号 別府市手数料条例の一部改正について
- 議第22号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第23号 別府市成年後見制度の利用の促進に関する条例の制定について
- 議第24号 別府市国民健康保険条例の一部改正について
- 議第25号 別府市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議第26号 別府市介護保険条例の一部改正について
- 議第27号 別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議第28号 別府市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議第29号 別府市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議第30号 別府市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議第31号 別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第32号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第33号 指定管理者の指定について
- 議第34号 別府市湯山コミュニティセンターの長期かつ独占的な利用について
- 議第35号 市道路線の認定及び廃止について
- 議第36号 市長専決処分について

議第 17号

別府市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

1 趣旨

行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）の一部が改正され、審査請求書に押印することを定める規定が削られたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 審査申出書に押印することを定める規定を削ります。（第6条関係）
- (2) 口述書及び各種調書における署名押印を署名に改めます。（第9条、第10条、第11条、第12条関係）

3 施行期日 令和3年4月1日

4 担当課 総務部総務課

議第 18号

別府市職員の退職管理に関する条例の制定について

1 趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、再就職者による依頼等の規制、任命権者への届出等を定める条例を制定します。

2 議案の内容

- (1) 再就職者のうち、部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを定めます。（第2条関係）
- (2) 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間、営利企業の地位に就いた場合等は、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならないことを定めます。（第3条関係）
- (3) 前号の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処することを定めます。（第4条関係）

3 施行期日 令和3年3月31日

4 担当課 総務部職員課

議第 19 号

別府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 趣旨

特殊勤務手当の一部について、その額を見直し、及び建築主事資格を要する業務に従事する職員の特殊勤務手当を定めることに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 保健予防及び指導業務に従事する職員の特殊勤務手当の額を 1 日につき 100 円から 150 円に改定します。(第 5 条関係)
- (2) 社会福祉事業に従事する職員の特殊勤務手当の額を 1 日につき 200 円から 250 円に改定します。(第 6 条関係)
- (3) 建築主事資格を要する業務に従事する職員の特殊勤務手当は、建築物の建築等に関する確認等の建築主事の業務を行う職員に対し、1 日につき 300 円を支給することとします。(第 2 条、第 8 条の 4 関係)

3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

4 担当課 総務部職員課

議第 20 号

別府市共生社会実現推進基金条例の制定について

1 趣旨

高齢化社会に対応するだけでなく、子ども、障害者、高齢者等広く市民福祉の増進を図り、共生社会の実現に寄与する施策の財源を確保するため、別府市共生社会実現推進基金を設置します。

2 議案の内容

第 1 条に別府市共生社会実現推進基金の設置を規定し、第 2 条以下に積立て、基金の管理、運用益金の処理、繰替運用、処分等を規定します。

3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

4 担当課 企画部財政課

議第 21 号

別府市手数料条例の一部改正について

1 趣旨

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）の一部が改正され、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の対象

となる特定建築物の範囲が拡大されたことによる手数料の区分の見直しに伴い、条例を改正します。

- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正により、引用する条項の移動等が生じたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、床面積の合計が2,000平方メートル未満のものとの区分を細分化します。（別表第6の71の項関係）
- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る審査手数料及び建築物エネルギー消費性能認定申請に係る審査手数料について、非住宅建築物の場合の床面積の合計が、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものとの区分を細分化します。（別表第6の74の項、76の項関係）
- (3) 法改正による条ずれ等に対し、所要の整理をします。（別表第6の69の項、71の項、74の項、75の項、76の項関係）

3 施行期日 令和3年4月1日

4 担当課 建設部建築指導課

議第22号

別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

預かり保育料に係る上限規定と子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による施設等利用費の支給がある場合の調整規定の関係を見直すことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

市立幼稚園の預かり保育料に係る上限規定を削ります。（別表第4関係）

3 施行期日 令和3年4月1日

4 担当課 教育部学校教育課

議第23号

別府市成年後見制度の利用の促進に関する条例の制定について

1 趣旨

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進を図るため、条例を制定します。

2 議案の内容

- (1) 第1条に目的を規定し、第2条以下に基本理念、市の責務、関係者の協力、市民の理解と協力、関係機関等の相互の連携、基本計画の策定、連携ネットワークの構築等、成年後見制度の利用に関する支援等、別府市成年後見制度利用促進審議会の設置等を定めます。
- (2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年別府市条例第25号）の別表に別府市成年後見制度利用促進審議会委員の報酬及び費用弁償を定めます。（附則第2項関係）

3 施行期日 令和3年4月1日

4 担当課 福祉共生部高齢者福祉課

議第24号

別府市国民健康保険条例の一部改正について

1 趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部が改正され、条例が引用する条項が削られたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

次のとおり、新型コロナウイルス感染症の定義を改めます。（附則第2条関係）

現行	改正案
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）

3 施行期日 公布の日

4 担当課 生活環境部保険年金課

議第25号

別府市国民健康保険税条例の一部改正について

1 趣旨

国民健康保険税の基礎課税額の所得割額を改定することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額を算定する場合の基礎控除後の総所得金額等に乗じる割合を100分の11.30から100分の9.80に改定します。(第5条関係)

3 施行期日 令和3年4月1日

4 担当課 生活環境部保険年金課

議第26号

別府市介護保険条例の一部改正について

1 趣旨

介護保険法(平成9年法律第123号)第129条第2項及び第3項の規定により、令和3年度から令和5年度までの介護保険の保険料率を定めることに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

令和3年度から令和5年度までの保険料率を次のとおり定めます。(令和2年度と同額)(第3条関係)

段階	改正案	減額賦課
第1段階	35,700円	21,400円
第2段階	53,500円	35,700円
第3段階	53,500円	49,900円
第4段階	64,200円	
第5段階	71,300円	
第6段階	85,600円	
第7段階	92,700円	
第8段階	107,000円	
第9段階	121,300円	

3 施行期日 令和3年4月1日

4 担当課 福祉共生部高齢者福祉課

議第27号～議第30号

- ・別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- ・別府市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に

関する基準等を定める条例の一部改正について

- ・別府市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- ・別府市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

1 趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）により、介護保険法の規定に基づき条例を定めるに当たり従うべき基準等を定める次に掲げる省令（以下「基準省令」といいます。）の一部が改正されたことに伴い、条例を改正します。

- (1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号）
- (3) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
- (4) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

2 議案の内容

各条例について、基準省令の一部改正に準じ、次に掲げる事項を定める等の改正をします。

- (1) 事業者は、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。
- (2) 事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。
- (3) 事業者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。
- (4) 事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、措置を講じること。
- (5) 会議等は、テレビ電話装置等を活用して行うことができること。
- (6) 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、措置を講じること。

(7) 条例において書面で行うことが規定されている又は想定される作成等及び交付等については、それぞれ、電磁的記録により行うこと及び相手方の承諾を得て電磁的方法によることができること。

3 施行期日 令和3年4月1日

4 担当課 福祉共生部高齢者福祉課

議第31号

別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

鉄輪地獄地帯公園小倉エリア駐車場を有料公園施設として設置することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 別表第2の鉄輪地獄地帯公園の項に小倉エリア駐車場を加えます。

(2) 別表第3に鉄輪地獄地帯公園小倉エリア駐車場の使用料を定めます。

3 施行期日 令和3年4月1日

4 担当課 建設部公園緑地課

議第32号

別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

所得税法（昭和40年法律第33号）の一部が改正され、寡婦及び寡夫の用語が見直されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第9条第3項中の「20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫」を「20歳未満の子を扶養しているひとり親」に改めます。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 建設部建築指導課

議第33号

指定管理者の指定について

1 趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に公の施設の管理を行わせることについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めます。

- 2 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
鉄輪地獄地帯公園小倉エリア駐車場
- 3 指定管理者となる団体
株式会社別府鉄輪パークマネジメント
- 4 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 担当課 建設部公園緑地課

議第34号

別府市湯山コミュニティセンターの長期かつ独占的な利用について

- 1 趣旨
長期かつ独占的な利用をさせることについて、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（平成2年別府市条例第18号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。
- 2 議案の内容
別府市湯山コミュニティセンターを十文字原演習場周辺西部地区整備対策協会に令和3年度から令和12年度まで長期かつ独占的な利用をさせます。
- 3 担当課 総務部総務課

議第35号

市道路線の認定及び廃止について

- 1 趣旨
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、市道路線を認定及び廃止することについて、議会の議決を求めます。
- 2 議案の内容
認定路線 野口原34号線ほか16路線
廃止路線 実相寺山2号線ほか2路線
- 3 担当課 建設部道路河川課

議第36号

市長専決処分について

- 1 趣旨
新型コロナウイルスワクチン接種を速やかに実施するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の

規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 令和2年度別府市一般会計補正予算(第12号)

(2) 処分年月日 令和3年1月28日

3 担当課 企画部財政課